

返戻金制度について

◆返戻金制度に関する事項

当社の紹介により就職した者が12ヶ月以内に本人の都合による退社又は本人の責めに基
づく解雇により雇用契約を終了した場合、受領した紹介手数料から次に定める金額を求人
者に返還する制度です。

	雇用契約が終了した期間	返戻割合
(1)	入社後6ヶ月以内に雇用契約が終了した場合	50%
(2)	入社後12ヶ月以内に雇用契約が終了した場合	30%

なお、返戻金制度は有料職業紹介依頼書により別の定めをする場合があります。